



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 1 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)
- 2 行政情報システム整備出先機関接続機器の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
- 3 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 4 " (")
- 5 有害図書等の指定 (青少年課)
- 6 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 7 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 8 生活保護法による施術機関の指定 (")
- 9 救急病院の認定 (医務課)
- 10 貸金業の登録の取消し (商工労働総務課)
- 11 保安林予定森林 (森林整備課)
- 12 " (")
- 13 平成19年度外国語指導助手 (ALT) 業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)

○ 公告

- 和歌山県情報交流センターの指定管理者の指定 (情報政策課)
- 入札公告 (情報システム課)
- " (教育委員会)

○ 諸報

- 拾得物件公告 (和歌山県岩出警察署)
- " (和歌山県和歌山東警察署)

○ 正誤

平成17年11月4日付け和歌山県報第1706号和歌山県告示第1437号中

告 示

和歌山県告示第1号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
有限会社カナヤ

- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山市新庄87-2
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
平成18年11月30日

和歌山県告示第2号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の5第1項の規定に基づき、行政情報システム整備出先機関接続機器の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
行政情報システム整備出先機関接続機器の賃貸借
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 財務諸表 (法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税 (県・市町村民税)
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)
 - コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書
 - (2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

- (3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年1月9日(火)から平成19年1月12日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年1月18日(木)までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 3 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室
- (2) 日時
平成19年1月12日(金)午後2時から
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成19年1月12日(金)から平成19年1月18日(木)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
郵便番号 640-8249
電話番号 073-432-5655
ファクシミリ番号 073-428-1136
- 6 一般競争入札参加者の資格
この一般競争入札に参加することができる者は、平成19年1月9日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 2の(1)のロに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足するものを提出したものであること。
- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- 7 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年1月23日(火)までに通知する。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

- (2) (1) の説明は、平成19年1月25日(木)午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成19年1月25日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第3号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局 N P O 協働推進課及び和歌山県 N P O サポートセンターに備え置いて、平成19年2月15日まで縦覧に供する。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成18年12月15日
- 2 名称
特定非営利活動法人クロネット
- 3 代表者の氏名
畔柳妃佐代
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市松江東1丁目7番36号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害を持つ人々が地域で当たり前のように生活していける社会の実現を図る為、障害を持つ人々が自立していけるような支援や、障害を持つ人々に暮らしやすいまちづくりのための啓発活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第4号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局 N P O 協働推進課及び和歌山県 N P O サポートセンターに備え置いて、平成19年2月20日まで縦覧に供する。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成18年12月20日
- 2 名称
特定非営利活動法人セブサポーターズ
- 3 代表者の氏名
下村博昭

4 主たる事務所の所在地
 海南市大野中宇春日山1056-83番地

5 定款に記載された目的
 この法人は、比国の青少年と日本国の青少年・中年・シニア層に対して、教育に関する事業を行い、国際交流に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第5号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成18年12月19日指定した。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード 番 号	発行所名
雑 誌	アニキ vol.3	67476-83	パウハウス
月刊誌	ケータイバンディッツ 1 月号	13319-1	ミリオン出版
雑 誌	芸能アイドル裏JAPAN vo 1.3	62871-16	メディアソフト
月刊誌	スコラ 1月号	15401-1	スコラマガジン
月刊誌	おとなの特選街 1月号	12203-1	ベストセラーズ
月刊誌	ナイトイマガジン 1月号	06833-1	ナイトイ出版
月刊誌	ジェイスパーク 1月号	86257-01	トライマックス
月刊誌	ピンキーマガジン 12月 号	不明	H(アッシュ)
雑 誌	プレミアムDVDお宝愛蔵館	17856-1	桃園書房
月刊誌	ザ・ベストマガジン 1月 号	14003-01	ベストセラーズ
雑 誌	お宝ガールズ 1月号	02257-01	コアマガジン
雑 誌	楽デジ+ステーション v ol.2	66788-71	桃園書房
雑 誌	最新お宝写真ハブニング 集秘蔵版 vol.10	66788-67	桃園書房
月刊誌	実話マッドマックス 1月 号	15279-01	コアマガジン
雑 誌	エキサイター vol.9	04118-01	パウハウス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により

指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南病 8-59	医療法人久生会山 本病院	海南市名高506-4	平成 18.10.31

和歌山県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南医 100-18	医療法人久生会山 本クリニック	海南市名高506-4	平成 18.11.1

和歌山県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新柔 10-18	なかやま整骨院	新宮市佐野2-11-33	平成 18.12.11

和歌山県告示第9号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	所 在 地	有 効 期 限
桜ヶ丘病院	有田市宮崎町841-1	平成 21.12.19

和歌山県告示第10号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 商号又は名称 ポラリス
- 2 氏名 野上精一
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市中島383番

地の17ロイヤルハイツ205号

- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01399号
- 5 登録年月日 平成17年4月1日
- 6 行政処分年月日 平成18年12月8日
- 7 行政処分の内容 登録の取消し
- 8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第38条第1項に該当するため。

和歌山県告示第11号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園新子字フイテ谷262の4
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第12号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園中南字井デノ谷347の1、365の2、366の4、369の2、370の18、370の20
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井デノ谷370の18、370の20
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第13号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成19年度外国語指導助手(ALT)業務委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する業務の名称
平成19年度外国語指導助手(ALT)業務委託
- 2 契約期間
平成19年4月1日(日)から平成20年3月31日(月)まで
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 使用印鑑届
 - カ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する法人事業税又は個人事業税
 - (ウ) 法人にあっては、和歌山県が課する法人県民税
 - (エ) 和歌山県が課する自動車税
 - (オ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書
 - (2) (1)のア、イ、オ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年1月9日(火)から平成19年1月16日(火)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に

掲げる場所で配布を行う。

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4 に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成 19 年 1 月 29 日 (月) 午後 5 時までの間に和歌山県教育庁学校教育局県立学校課に対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県庁東別館 4 階教育会議室

(2) 日時

平成 19 年 1 月 16 日 (火) 午後 2 時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成 19 年 1 月 16 日 (火) から平成 19 年 1 月 29 日 (月) までの土曜日及び日曜日を除く日の、午前 10 時から午後 4 時までの間に 6 で掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁学校教育局県立学校課
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県庁東別館 4 階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3660
FAX 073-441-3664

7 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加できる者は、平成 19 年 1 月 9 日 (火) 現在において、次の要件を満たしている者であって、3 の (1) のコに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者とする。

- (1) 自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
(2) 自治法令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
(4) 平成 17 年度及び平成 18 年度において、官公庁とこの業務と同等の業務についての契約を締結し、適正に履行し、又は履行する見込みのある者
(5) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
(6) 資格審査説明会に参加していること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成 19 年 2 月 9 日 (金) までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
(2) (1) の説明は、平成 19 年 2 月 13 日 (火) までに書面に

より求めるものとする。

- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
(4) 説明に対する回答については、平成 19 年 2 月 16 日 (金) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
(5) (2) の書面の提出先は、6 に掲げる場所とする。

公 告

公 告

和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例 (平成 16 年和歌山県条例第 44 号) 第 8 条の規定により、和歌山県立情報交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 9 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人和歌山 I T 教育機構
和歌山県田辺市新屋敷町 1 番地
2 指定の期間 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

入 札 公 告

行政情報システム整備出先機関接続機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。) 第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 19 年 1 月 9 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
(1) 事業年度
平成 18 年度
(2) 調達する役務の名称及び数量
行政情報システム整備出先機関接続機器の賃貸借一式
(3) 調達する役務の仕様等
入札説明書による。
(4) 履行場所
入札説明書による。
(5) 履行期限
平成 19 年 3 月 31 日
2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成 19 年和歌山県告示第 2 号に規定する行政情報システム整備出先機関接続機器賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。
3 契約条項を示す場所及び日時
(1) 場所
和歌山市雑賀屋町 1 番地 和歌山県土地改良会館 3 階
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
(2) 日時

平成19年1月9日(火)から平成19年1月12日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年1月18日(木)までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成19年1月12日(金)午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

イ 入札日時

平成19年1月26日(金)午前11時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年1月26日(金)午前9時30分までに和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者

は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係りのない和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合

において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- 12 契約書の要否
要
- 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否
- 14 その他
 - (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
 - イ 所在地
和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階
郵便番号 640-8249
電話番号 073-432-5655
ファクシミリ番号 073-428-1136
 - (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入札公告

平成19年度外国語指導助手 (ALT) 業務について、次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 事業年度
平成19年度
 - (2) 調達役務の名称及び数量
平成19年度外国語指導助手 (ALT) 業務 一式
 - (3) 調達役務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 調達役務の場所
和歌山県下全域の県立学校 (詳細は仕様書に明記)
 - (5) 履行期間
平成19年4月1日 (日) から平成19年3月31日 (月) まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成19年和歌山県告示第13号に規定する平成19年度外国語指導助手 (ALT) 業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館4階

和歌山県教育庁学校教育局県立学校課

- (2) 期間
平成19年1月9日 (火) から平成19年1月16日 (火) までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間等
 - (1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
 - ア 場所
3の (1) に同じ。
 - イ 期間
3の (2) に同じ。
 - (2). (1) の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成19年1月29日 (月) 午後5時までの間に和歌山県教育庁学校教育局県立学校課に対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。
- 5 事業説明会の場所及び日時
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館5階教育委員室
 - (2) 日時
平成19年1月16日 (火) 午後2時から
- 6 入札執行の場所及び日時等
 - (1) 入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館5階教育委員室
 - イ 入札日時
平成19年2月20日 (火) 午後2時から
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- 7 入札方法
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁学校教育局県立学校課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁学校教育局県立学校課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ア 名称
和歌山県教育庁学校教育局県立学校課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館4階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3660
FAX 073-441-3664

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札による落札決定の効力は、平成19年2月和歌山県議会において、平成19年度和歌山県予算案が議決され、その予算の執行が可能となることにより生じるものとする。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているの、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年1月9日

和歌山県岩出警察署長 山田 眞 充

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金107,130円 (財布に在中)	平成 18年12月4日	岩出市高塚 (施設内)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているの、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年1月9日

和歌山県和歌山東警察署長 矢野 倍 生

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金450,000円 (封筒に在中)	平成 18年12月6日	和歌山市六十谷 (施設内)

正 誤

正 誤

平成17年11月4日付け和歌山県報第1706号和歌山県告示

「 田辺市大字平瀬 字929番3地先から同市大字下川」 は誤りにつき、 「 田辺 上92 ら同

第1437号中

下字羽根881番7
地先まで

羽根
まで

市平瀬字釣
9番2地先か
市下川下字
881番7地先

に訂正する。